

法務局からのお知らせ

令和5年度
令和6年度

西津田六丁目・七丁目及びその周辺地域 が、地図作成の対象地域となりました。

松江地方法務局では、令和5年度から6年度にかけて、松江市西津田六丁目・七丁目及びその周辺地域（別紙区域図参照）において、不動産登記法第14条第1項に定める正確な地図を新たに作成することとなりました。

つきましては、地図作成作業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

地図を作成する地域

西津田六丁目・西津田七丁目（全部）
西津田八丁目・西津田九丁目・雑賀町・津田町（一部）



正確な地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている地図は、明治時代の中頃に作成されたものが多く、地図と現地で、土地の形状が一致しなかったり、土地の筆界（境界）や面積が不正確なものもあることから、不動産取引や登記申請を行う際に支障が生じることがあります。また、公共事業の円滑な実施や大規模災害が発生した場合の迅速な復興を阻害する要因にもなります。そこで、法務局では、このような問題を解決するため、一筆ごとの土地の筆界（境界）を調査・確認した上で、測量を行い、正確な地図を計画的に作成しています。

今後のスケジュール

期間	作業内容	法務局からのお願い
令和5年10月～	基準点測量 (国家三角点等を基礎にして、地区内の道路等に約121点の基準点を設置します。)	<p>① 現地の調査などのために、皆様方の所有地又は居住地への立ち入りをお願いすることがあります。 また、区域内の道路などに基準点を設置させていただく際、作業音により、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解をお願いします。</p> <p>② 設置した鋺などは、土地を測量するために必要ですので、抜いたり動かしたりしないようにお願いします。</p>
令和6年4月	↓ 住民説明会 ↓	
令和6年6月～	一筆地調査(現地立会い) (土地所有者の方等に土地の境界、地番、地目を確認していただきます。)	
令和6年8月～	↓ 一筆地測量 (設置した基準点に測量機器を据え付け、土地を測量します。)	
令和6年11月～	↓ 縦覧・異議申立て	

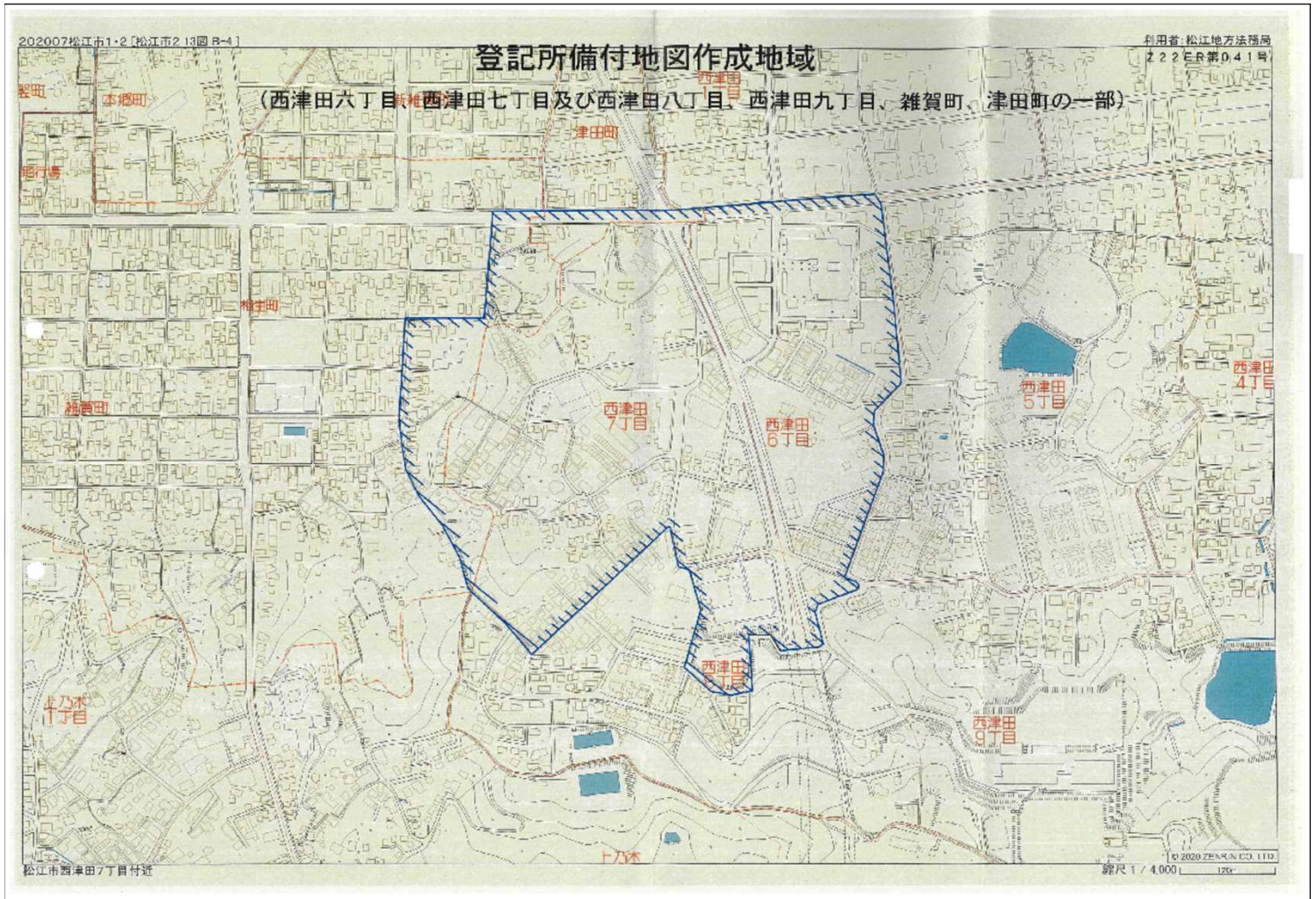
事業主体等

- 事業主体（発注者）
松江地方法務局
- 作業実施者
公益社団法人
島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（社員）

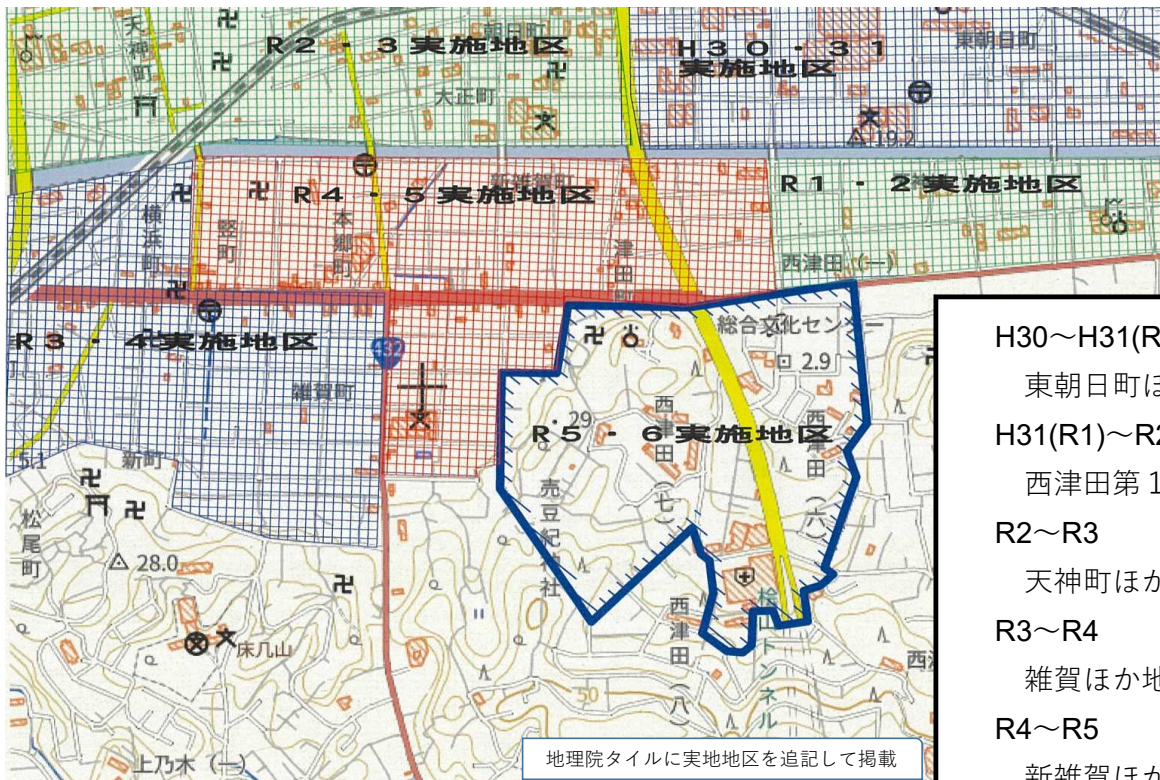
お問合せ先

ご不明な点は、松江地方法務局登記部門 (TEL 0852-32-4222 地図整備・筆界特定室) までお問合せください。

地図を作成する地域



近年の地図作成作業地域



- H30~H31(R1)
東朝日町ほか地区
- H31(R1)~R2
西津田第1地区
- R2~R3
天神町ほか地区
- R3~R4
雑賀ほか地区
- R4~R5
新雑賀ほか地区
- R5~R6
西津田第2地区